



発行 新潟県

**第 20 号**

令和8年3月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 2 新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 3 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則（畜産課）

告 示

- 177 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 178 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 179 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）
- 180 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退（福祉保健総務課）
- 181 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく施術機関の指定（福祉保健総務課）
- 182 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術機関の廃止（福祉保健総務課）
- 183 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 184 道路の区域変更（道路管理課）
- 185 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 186 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 187 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会規則

- 3 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

正 誤

- 令和8年2月20日付け県報第14号公告中（地域産業振興課）

規 則

新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県小規模水道条例施行規則（平成7年新潟県規則第67号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(定期の水質検査)</p> <p><b>第5条</b> 条例第7条に規定する定期の水質検査は、水道水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次の各号に掲げる検査とし、その回数は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省令の表の上欄に掲げる事項(同表中20の項の上欄に掲げる事項を除く。)に関する検査 6月ごとに1回以上</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する検査のうち、省令の表中<u>3の項から19の項まで、21の項から38の項まで及び40の項から46の項まで</u>の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源等の状況及び過去3年間における当該事項についての<u>検査の結果を考慮の上、おおむね3年に1回以上とすることができる。</u></p> <p><u>3 省令の表中20の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 6月ごとに1回以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 当該事項についての過去の検査の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、前号の規定にかかわらず、おおむね1年に1回以上とすることができる。</u></p> <p><u>(3) 水源等の状況及び過去3年間における当該事項についての検査の結果を考慮の上、第1号の規定にかかわらず、おおむね3年に1回以上とすることができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項第2号及び第3項の検査は、環境大臣が定める方法により行うものとする。</p> <p>6 前条第4項の規定は、<u>第1項及び第3項の検査</u>について準用する。</p> <p>(臨時の水質検査)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、省令の表中<u>3の項から38の項まで及び40の項から46の項まで</u>の上欄に掲げる事項に関する検査については、その全部又</p> | <p>(定期の水質検査)</p> <p><b>第5条</b> 条例第7条に規定する定期の水質検査は、水道水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次の各号に掲げる検査とし、その回数は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査 6月ごとに1回以上</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する検査のうち、省令の表中<u>3の項から37の項まで及び39の項から45の項まで</u>の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源等の状況及び過去3年間における当該事項についての<u>水質検査の結果を考慮の上、おおむね3年に1回以上とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の検査は、環境大臣が定める方法により行うものとする。</p> <p>5 前条第4項の規定は、<u>第1項の水質検査</u>について準用する。</p> <p>(臨時の水質検査)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、省令の表中<u>3の項から37の項まで及び39の項から45の項まで</u>の上欄に掲げる事項に関する検査については、その全部又</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することができる。</p> <p>3 第4条第4項及び前条第5項の規定は、<u>第1項の検査</u>について準用する。</p> | <p>は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することができる。</p> <p>3 第4条第4項及び前条第4項の規定は、<u>前項の水質検査</u>について準用する。</p> |
|---|--|

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に実施した水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第19号）による改正後の水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表中20の項の上欄に掲げる事項について同令に規定する環境大臣が定める方法によって行う検査又はこれに相当する検査は、新潟県小規模水道条例（昭和33年新潟県条例第9号）第7条及び改正後の新潟県小規模水道条例施行規則第5条の規定による検査とみなす。

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第3号**

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則（昭和31年新潟県規則第42号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p><b>第2条</b> 条例第2条第3項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 豚のオーエスキー病検査 1検体につき<u>860</u>円</p> <p>(3)～(7) (略)</p> | <p><b>第2条</b> 条例第2条第3項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 豚のオーエスキー病検査 1検体につき<u>750</u>円</p> <p>(3)～(7) (略)</p> |

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第177号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年3月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
燕市燕字下燕5075番1の一部及び5359番子の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

**◎新潟県告示第178号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場

合を含む。)の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

| 名 称                     | 所 在 地          | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------|----------------|-----------|
| えはら薬局 塚野目店              | 三条市塚野目4-19-17  | 令和8年2月1日  |
| ウラダテ調剤薬局                | 三条市西裏館1丁目9番41号 | 令和8年2月1日  |
| 丹野神経内科クリニック             | 燕市吉田2758番地1    | 令和8年2月1日  |
| かんど歯科・小児歯科クリニック         | 上越市富岡3106番地    | 令和8年2月1日  |
| 訪問看護ステーションライフィニ<br>ティ石打 | 南魚沼市上一日市94番地   | 令和8年1月30日 |

◎新潟県告示第179号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

| 名 称             | 所 在 地          | 廃 止 年 月 日 |
|-----------------|----------------|-----------|
| アイン薬局 西裏館店      | 三条市西裏館1丁目9番41号 | 令和8年1月31日 |
| ウラダテ調剤薬局        | 三条市西裏館1-10-44  | 令和8年1月31日 |
| しなの薬局 塚野目店      | 三条市塚野目4-19-17  | 令和8年1月31日 |
| 丹野神経内科クリニック     | 燕市吉田2758番地1    | 令和8年1月31日 |
| かんど歯科・小児歯科クリニック | 上越市富岡591-2     | 令和8年1月31日 |
| ミュキ調剤薬局         | 上越市西本町4-5-32   | 令和8年1月31日 |

◎新潟県告示第180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から指定の辞退の届出があった。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

| 名 称    | 所 在 地        | 辞 退 年 月 日 |
|--------|--------------|-----------|
| 中野歯科医院 | 長岡市大山2丁目3-10 | 令和8年2月28日 |

◎新潟県告示第181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角英世

| 氏名            | 住所<br>(開設者の場合は施術所等の名称及び所在地) | 指定年月日     |
|---------------|-----------------------------|-----------|
| 富田 彩 (はり・きゅう) | 新発田市富塚町2丁目10番22号            | 令和7年12月4日 |
| 星名 三彦 (柔道整復)  | 十日町市上新井103                  | 令和8年1月20日 |

◎新潟県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角英世

| 氏名    | 住所<br>(開設者の場合は施術所等の名称及び所在地) | 廃止年月日      |
|-------|-----------------------------|------------|
| 吉原 裕子 | 吉原接骨院<br>長岡市東川口606-1        | 令和7年12月30日 |

◎新潟県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角英世

- 土地改良事業名  
区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業
- 地区名及び受益市町村名  
八手地区 三島郡出雲崎町
- 工事完了年月日  
令和7年3月24日

◎新潟県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角英世

- 道路の種類 県道
- 路線名 岩沢中条線
- 道路の区域

| 区間                | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延長        |
|-------------------|------|--------------|-----------|
| 十日町市中条字北入己629番1から | 新    | 8.9～27.9メートル | 357.8メートル |

|                 |   |              |           |
|-----------------|---|--------------|-----------|
| 同市中条字北入己657番1まで | 旧 | 5.0～13.9メートル | 357.6メートル |
|-----------------|---|--------------|-----------|

## ◎新潟県告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 上越都市計画下水道事業
  - (2) 名称 上越市公共下水道（上越処理区）
- 3 事業施行期間  
昭和54年12月21日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## ◎新潟県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 上越都市計画下水道事業
  - (2) 名称 上越市公共下水道（大潟処理区）
- 3 事業施行期間  
平成15年1月31日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## ◎新潟県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称  
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 柿崎都市計画下水道事業
  - (2) 名称 上越市公共下水道（柿崎処理区）
- 3 事業施行期間

平成7年3月3日から令和13年3月31日まで

#### 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般廃棄物処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年3月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
一般廃棄物処理業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所  
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けている者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課経営係  
電話番号 0254-22-3121 内線2517
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月27日（金）午後2時00分  
新潟県立新発田病院 2階 リウマチ会議室

#### 5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和8年3月19日(木)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和8年3月19日(木)に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

#### 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、清拭用タオル賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年3月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

清拭用タオル賃貸借 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- (4) 履行場所

新潟県立新発田病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和3年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (8) クリーニング所の業務に従事する全てのクリーニング師が、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月27日（金）午後3時00分

新潟県立新発田病院 2階 リウマチ会議室

## 5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和8年3月19日（木）午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和8年3月19日（木）に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ブロック受付等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年3月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ブロック受付等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和3年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は、令和8年3月25日(水)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和8年3月25日(水)に必着させるとも

に、書留郵便を利用すること。

- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

#### 5 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月30日(月)午後1時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

#### 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。また、令和8年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子カルテ用リサイクルトナーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年3月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

電子カルテ用リサイクルトナーの購入 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- (4) 履行場所

新潟県立新発田病院

---

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登録されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月30日(月)午後1時30分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

## 5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和8年3月23日(月)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和8年3月23日(月)に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、栄養課業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年3月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

栄養課業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和3年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は、令和8年3月25日(水)午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和8年3月25日(水)に必着させるとも

に、書留郵便を利用すること。

- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

#### 5 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月30日(月)午後2時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

#### 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。また、令和8年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、薬剤部事務業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年3月13日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

薬剤部事務業務委託 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- (4) 履行場所

新潟県立新発田病院

---

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県内に本社または営業所等が所在する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月30日(月)午後2時30分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

## 5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和8年3月23日(月)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和8年3月23日(月)に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす  
る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない  
ときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、基準寝具類賃貸借業務について、次のとおり  
一般競争入札を行う。

令和8年3月13日

新潟県立十日町病院長 清崎 浩一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

基準寝具類賃貸借契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和9年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

入札金額は1年間の賃借料の総額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの  
で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった  
金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を  
有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線114

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和8年3月24日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和8年3月26日(木)午後2時00分

新潟県立十日町病院 1階 講堂A

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

**公安委員会規則**

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p><b>第9条</b> 法第57条第2項の規定に基づき公安委員会<br/>が定める軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大<br/>きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定<br/>めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>二輪若しくは三輪の自転車又は四輪の普通<br/>自転車</u>には、運転者以外の者を乗車させない<br/>こと。ただし、次のいずれかに該当する場合<br/>は、この限りでない。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>ロ <u>二輪若しくは三輪の自転車又は四輪の普通<br/>自転車</u>以外の軽車両には、本来設けられてい<br/>る乗車装置に応じた人員を超えて乗車させない<br/>こと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(講習の申出等)</p> <p><b>第26条</b> 取消処分者講習を受けようとする者は、<u>取<br/>消処分者講習受講申請書</u>(別記様式第14)を提出<br/>しなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> | <p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p><b>第9条</b> 法第57条第2項の規定に基づき公安委員会<br/>が定める軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大<br/>きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定<br/>めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 自転車には、運転者以外の者を乗車させない<br/>こと。ただし、次のいずれかに該当する場<br/>合は、この限りでない。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>ロ <u>自転車</u>以外の軽車両には、本来設けられて<br/>いる乗車装置に応じた人員を超えて乗車させ<br/>ないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(講習の申出等)</p> <p><b>第26条</b> 取消処分者講習を受けようとする者は、<u>取<br/>消処分者講習申請書</u>(別記様式第14)を提出しな<br/>なければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> |

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第14を次のように改める。

## 別記様式第14

受理番号

|                |                              |                          |
|----------------|------------------------------|--------------------------|
| 取消処分者講習受講申請書   |                              |                          |
| 年 月 日          |                              |                          |
| 新潟県公安委員会 殿     |                              |                          |
| 氏名・生年月日        | 氏名（フリガナ）                     | 生年月日（生年は和暦で記載）<br>年 月 日生 |
| 本籍<br>（国籍）     |                              |                          |
| 住所             | 〒（電話番号）                      |                          |
| 希望する講習の<br>車種  | 四 二 原<br>輪 輪 付               |                          |
| 仮運転免許証の<br>有 無 | 有 ・ 無                        |                          |
| ※ 講習日          | 年 月 日（1日目）<br>年 月 日（2日目）の2日間 |                          |
| ※ 講習場所         |                              |                          |

- 備考 1 明瞭に楷書で記載すること。
- 2 本籍（国籍）の欄は、日本人の場合は本籍を、外国人の場合は国籍を記載すること。
- 3 添付書類について
- (1) 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を2枚添付すること。
  - (2) 仮運転免許証を持っている場合はその写しを、持っていない場合は本籍地又は国籍が記載された住民票を添付すること。
  - (3) 運転免許取消処分書を持っている場合は、その写しを添付すること。
- 4 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。

(細則第26条)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

正 誤

令和8年2月20日付け新潟県公告（大規模小売店舗の新設）中

| ページ | 行  | 誤           | 正        |
|-----|----|-------------|----------|
| 3   | 33 | 株式会社クスリのアオキ | 株式会社しまむら |